

## 令和3年度 整備士講習年間計画及び受講生募集について

標記の講習を別紙（令和3年度整備士講習年間計画表）の通り実施予定します。

下記の受付期間に**令和3年度年度中**に現在実施を予定している**整備士講習**を**対象**とした受付を行いますので、**後期にわたる講習の受講を希望する場合も、この受付期間内に申し込みをお願いいたします。**また、この**案内の送付は本社扱いのみ**とさせていただきます。

なお、**二級ガソリン自動車講習については、前年度の緊急事態宣言によって講習を中止した為、前年度の受講者を優先して**受付をいたします。また、下記受付期間中の申込者が少ない課程は、開講しない場合がありますので予めご了承ください。

記

1. 受付期間 **令和3年2月5日（金）～ 3月5日（金） ※期間以外の受付不可**
2. 受付場所 石川県金沢市直江東1丁目2番地  
 及び  
 実施機関 石川県自動車整備振興会 技術講習所
3. 募集課程受講料 **（10%消費税含む）**

課 程	受 講 料			訓練料 商工組合
	振興会会員	振興会準会員	振興会会員外	
三級基礎	24,200円	30,250円	36,300円	3,300円
三級自動車ガソリンエンジン	36,300円	45,375円	54,450円	
二級ガソリン自動車	58,080円	72,600円	87,120円	3,300円

注意 ※石川県自動車車体、電装品整備組合員を振興会の準会員として取り扱います。

- ・三級課程は、**基礎講習修了後に本課程**に進めます。（免除者除く）
- ・受講料はすべて、各課程の講習初日の「開講日に現金にて徴収」致します。  
 なお、徴収した受講料はいかなる理由が生じても、**払い戻しいたしません。**  
 また、金額については変更が生じる場合があります。予め、ご了承ください。
- ・講習には **新人**又は**中級訓練料**として**3,300円（消費税込み）**を徴収します。
- ・上記の受講料には受講に必要な**テキスト代等は含まれません。**

### 4. 提出書類

- 1) 受講申込書 } 当会講習窓口及び振興会ホームページよりダウンロードできます。
- 2) 使用者証明書 } **三級課程**については**基礎用**と**本課程用**それぞれ**別に提出**が必要です。
- 3) 整備士合格証の写し（一級、二級講習及び6項の実務経験短縮者のみ）
- 4) 学校卒業証明又は卒業証書写し（6項の実務経験短縮者のみ）
- 5) **労働保険加入を証す書類の写し**（雇用保険資格取得確認通知書（事業主通知用）コピー）

### 5. 注意事項

当講習所の整備士講習は石川県に認定職業訓練として認定されており、受講者は**雇用保険加入者を原則**とします。**加入されていない者**や職業訓練規定に該当しない者は、**受講をお断りする場合があります。**

なお、石川県（厚生労働省）に労働保険（雇用保険）加入状況を含む受講生名簿の提出が義務付けられておりますので、ご承知おきください。

労働（雇用・労災）保険の加入手続きは労働基準監督所またはハローワークです。

- 1) 受付は申し込み順とし、各コース共、**定員になり次第締め切り**とします。
- 2) 電話、ファックス、郵送による受付は致しません。
- 3) 受講申請者が**15名未満**の科目は開講できない場合があります。ご了承ください。

### 6. 受講資格（注意：記載は講習実施予定の無い科目を含みます）

- ・原則として**申込み時点において、労働保険加入済みの者。**
- ・**受講する科目に該当する**実務経験が下記の**必要実務経験年数を満足**する者。

但し、**満15歳以降の正式雇用されていた期間**（講習修了前日迄に満足すれば可）

科 目	実務経験年数	受 講 資 格（科目名 略称）	
三級整備士 課程 (基礎除く)	1年以上	・中学校以上の卒業生で下記の実務経験短縮者以外	
	6ヶ月以上	・高等学校、高等専門学校、大学の機械に関する学科を卒業した者	
	0ヶ月	・自動車タイヤ又は車体の有資格者は、三級基礎、及び三級シャシ講習のみ受講可 ・自動車電気の有資格者は三級基礎及び三級ガソリン講習、三級ジーゼル講習のみ受講可	
二級シャシ 整備士課程	三級 又は 自動車 車体	2年以上 1年 6ヶ月 以上	・中学校以上の卒業生で下記の実務経験短縮者以外 ・高等学校の機械に関する学科を卒業した者 ・高等学校、大学の自動車に関する学科を卒業した者 ・一種養成施設（三級整備士課程）を修了した者
	又は タイヤ	1年以上	・高等専門学校、大学の機械に関する学科を卒業した者
	合格後		
二級シャシ を除く他の	三級合格後 3年以上	・中学校以上の卒業生で下記の実務経験短縮者以外	
	二級シャシ合格後 1年以上		
二級整備士 課程	三級合格後 2年以上	・高等学校の機械に関する学科を卒業した者 ・高等学校、大学の自動車に関する学科を卒業した者 ・一種養成施設（三級整備士課程）を修了した者	
	三級合格後 1年6ヶ月以上	・高等専門学校、大学の機械に関する学科を卒業した者	
	二級シャシ合格後 6カ月以上		
一級小型 整備士課程	二級ガソリン、二級ジーゼル整備士の両方合格（両方合格者コース）者であって、 前述の二級合格後3年以上の実務経験を有している者		

### 7. 受講に際しての国の助成金制度の活用について

**問い合わせ・相談は石川労働局職業対策課**となっております。**受講予定があり申請を計画される場合は、受講の一定期間以上前から各種手続きが必要**ですのでご注意ください。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)

石川労働局 職業対策課 TEL 076-265-4428

年間計画表は別にあります。